

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷九十第

行發日一月八年三十正大

論叢

フイアカントの社會學論……………文學博士 米田庄太郎

道德統計論概説……………法學博士 財部 靜治

海運同盟の運賃に対する國家政策……………法學士 小島昌太郎

水戸藩常平倉の運用……………經濟學博士 本庄榮治郎

時論

娛樂稅の重要……………法學博士 神戸 正雄

說苑

英國の自作農創定事業……………法學博士 河田 嗣郎

獨逸レンテン銀行に就て……………法學士 大森 研造

雜錄

國民經濟と世界經濟……………法學博士 財部 靜治

離婚に就て……………經濟學士 岡崎 文規

勞農露國に於ける幣制改革問題……………經濟學士 谷口 吉彦

時論

娛樂税の重要

神戸正雄

緒言 (本論の目的)

第一段 娛樂税の範圍 (一) 其理論 (A) 原則上の範圍 (B) 除外例 (い) 純個人的純家族的のもの (ろ) 學術及教育獎勵の爲めにするものは官公廳に關するもの (に) 宗教、信仰又は社會階級自衛に關するもの (ほ) 収益を専ら社會事業に向くるもの (二) 其實例 (A) 普 (B) ガクセン (C) 獨逸全國)

第二段 娛樂税の觀察點 (一) 給付能力上 (A) 長所 (B) 短所 (い) 短所其もの (ろ) 對策 (二) 財政收入上 (A) 長所 (B) 短所 (三) 社會政策上 (A) 抑壓的方策 (B) 助長の方策 (い) 一般社會事業助成 (ろ) 有益なる娛樂事業の助成 (四) 生産政策上 (A) 國內營業者相互關係 (B) 對外國營業者關係 (五) 教育及衛生政策上 (六) 賦課徵收上 (A) 外人課税の技術上 (B) 收税の勞費上)

結論 (全文の要旨)

緒言

我國では、近頃、經濟界立直の必要が痛切に感せられ、財政緊縮が一般に高調されて居るが、

同時に他方、一般庶民の私經濟の緊縮も必要であり、其に於ける節約が勧められなくてはならぬ。其が實は刻下最要の案件である。今日の國民經濟の大勢の下に此時需と容れざる放漫華奢な私生活にては全體の大勢を挽回すること到底不可能でなければならぬ。今日、國民に向つて此點に關するの反省を促がすことは何よりも緊急な事である。傳ふる所では政友會に於て酒、煙草、砂糖の三大奢侈的消費の増徴を考慮して居るとの事であるが、恐らくは此も這般の事態に顧みてのことであらう。此等のものも、其收入の豊富なることに於ては重要であり、通例、奢侈課税の代表的のものと見做されても居るが、併し此三のもの、重課だけでは漏れる所の重要な奢侈課税物體の存することを看過してはならない。右三のものはつまり飲食物に現はれたる奢侈的表現であるが、此外に奢侈生活の表現としては、服裝及住居の上に現はれて居るものを見逃がしてはならない。此見地に於て高級織物税、貴金屬品税、高級住居税などが考察に來る。其中の或ものは課税技術上は困難には相違ないが、問題としては一應考慮して見なければならぬ。そして其のみでは尙ほ足らず、文化的奢侈に屬する娛樂の課税をも逸してはならない。從來、此種の娛樂税は單に地方税としてのみ考へられたけれども、良く々々考ふると國税としても薦むべきものをもつ。そして其が生産、社會、教育政策上等より並に財政、行政上等よりしても有意義のものであるといふに於て、そして特に今日の日本の事態の下に特別考慮の要あることを思ふに於て、私

が茲に之を捉へて問題とするのは無用ではなからうと思ふ。

第一段 娛樂税の範圍

(一) 其理論——本論に入る前に先づ以て娛樂税の何たるか、其範圍の如何を定めなくてはならぬ。其は娛樂の税には相違ないけれども、さりとて凡べての娛樂に課税するが如きことは、課税技術上、不可能であり、又公益上文化政策上にも得策とせぬといふことがある。だからして之を一定範圍の娛樂に限局して課税するの外なく、一定の除外例をも設けることゝなるべきものであるが、(A) 其の原則上課税さるべきの娛樂としても、之を概念的に定めることは(註一) 困難であり、假令其を定めても、其では尙ほ課税技術上捕捉難のものまでも含むことゝなるの不利があるので、勢ひ其を列舉的に指定することゝなるを免れぬ(註二)。そして其を列舉するとすれば、國情によりて娛樂の種類が異なるから、外國のを其儘に真似る譯に往かず、慎重に之が取捨を要することとなるべきである。(B) として其除外例と爲すべきものが課税技術上か公益上に之を捕捉するを困難とし又は得策とせざるものたること勿論である。(い) 其第一のものは純箇人的及純家族的の娛樂である。或人が獨りで笛を吹きピアノを弾じて樂んで居るの(註三) までも課税するといふことは、技術上出来ることではなく、之を課したとて可なり多くを漏らすことゝなるし、之を漏れな

く取らうとすれば、行政上繁雜に堪えないのみでなく、箇人としても餘りに甚しく其自由の行動を束縛されるゝことゝなるので、文化政策上好ましくならずといふことゝもなる。各人が其箇人の行動として爲すことは、其が公の利益を害うことゝのなき以上、之を自由に行はしむるのが望ましい。箇人についていふことは之を家族内にて行はるゝものにも推し廣めて然るべきである。茲に於てか課税すべきは公開的娛樂だともいはるゝが(註四)、其では又狭きに失することゝなる。夫の會員組織の娛樂團體による娛樂の如きは公開的のものでないともいひ得るが、併し之を免稅してはあまりに逋税の拔道を開くことになる。之はむしろ課税することゝ爲し(註五)、即ち純家族的及純箇人的のものでない以上、此種の團體的の娛樂を課税することゝするのが至當である。其他、公開的娛樂に課するのだといふと、或人又は家族が他の人又は家族の者を私邸に招いて娛樂を爲すのを除かなくてはならなくなるが、然るときは又此にも逋税の爲めの大きな穴を開くことになるのみならず、其中には富者の大な奢侈が行はれて其を逃がすことゝの得策ならざるものもあるから、此は是非とも課するやうにしたく(註六)、矢張り此點からいふても公開的娛樂を課すとしては狭きに失する。むしろ純家族的又は純箇人的のものを除外して、其他の娛樂を課することゝするが良い。で、或人又は或家族に於て單に他人を招いて茶菓を供し、御馳走を爲し、談話を爲すまでは娛樂税を課すべきではないが、既に此際に音樂聲樂競技等一定の餘興を交ゆるに於ては之

に課税するの外なく、此等のものを交るほどの場合には、之が開催者に於て特別の税を擔ふだけの餘力があり、其餘力ある以上は之を擔ひつゝ、催を行ふたら良いのであり、之を負はしむることが、甚しく人々の自由を拘束するものではなく、其位の拘束だけは辛捧しても良からうと思ふ。

(ろ) 第二の除外例は學術及教育獎勵の爲めにするもので、特に官公立教育設備の内部にて又は公認されたる私の教育設備の内部にて又は公開の催にても無償にて且つ公の認可を得て行はるゝものを免税すべきである(註七)。即ち學校私塾などに於ける音楽等には課税すべきでないが、所謂出教授と稱して遊藝師匠が私人の宅に來つて教ゆるものゝ如きは、眞に教育の爲めのみにするのと、娛樂の爲めにするのととの區別がつき悪いから之を課税するの外ない。又此場合には租税を擔ふ力は裕に備はつて居る。假令單に教育のみの爲めに教師を招いた場合としても、教師を家庭に召び寄せるほどのものは、相當之が申告を爲し一定の納税を爲すことを辭すべきでない。又公開にて催さるゝものにして其が一部學術技藝獎勵の目的をもつとしても、有償で行はるゝに於て之に參加する者に娛樂の氣分があり、そして税を擔ひ得ることを示すのであるから、其を免税してはならない(註八)。(は) 第三の除外例は官公廳の内部にて又は官公廳所屬者が公の場處例之公道にて制度上當然に行ふものゝ如きで、例之、陸海軍内部に於ける軍樂、兵士の行進中の奏樂の如きものは、固より之に課税すべきでない(註九)。(に) 第四の除外例は宗教又は信仰上又は社會階級自衛上特

殊の意味あるものにして公の認可を得て行はるゝもので、此は除外すべきである。例之、寺院の法會、神社の祭禮、労働者の示威行列の如きものは之に参加する者に於て一部娛樂氣分はあるけれども、彼等の精神生活並に經濟生活上嚴肅なる意義のあるものであるから、其れだけは課税から除くのが穩當であらう。但し其が濫用され、連脱の意味で行はれてはならぬから、其を防止するだけの公の認可は必要となるであらう。(註五)の除外例は其收益が専ら慈善其他の社會事業に向けらるゝもので、此の如きものは之に全く課税せざることをするか、或は少くとも之に輕い率を適用して然るべきであると思ふ(註十)。

(註一) 諸學者が色々な概念を與へて居るが何れも明確のものではない。即ちクレインウエヒターは、娛樂税とは演劇、音樂、舞踏、凡ての種類の見せ物、凡ての種類公の娛樂等の税だと爲し、加藤氏は、多少奢侈的なる娛樂の税だと爲し、それから獨逸の新娛樂税法の意味に於ける娛樂の内容を以て、ゲーレンスは、社交的表現に於ける娛樂と爲し、エアラは、開催者の側にて營利目的に用立ち、參加者側にては娛樂目的に用立つ所の演出の催だと爲して居り、舊普地方税法上の娛樂の意味につき行政裁判所判決は、開催者の目的が、慰めること及樂ますことにあつて、且つ之に相當なるが如き凡ての催、演出、提出だとして居る。¹⁾

(註二) アルトマンは、娛樂の意味の廣いことに於て、多くの税法にて、決疑的の列挙が見出さるゝといふて居る。²⁾

(註三) ゲーレンスは、獨逸の新娛樂税法に關聯して、或人が獨りにて笛を吹くとも課税義務ある娛樂とならず、又料理店に往つて、獨りで將棋を慰むとも、課税の理由とならずといふて居る。³⁾

(註四) 普魯西の一八八九年の閣令にては課税の範圍が公開の娛樂に限られたが、然るときは、其公開の意味は、或は、數、

1) Kleinwächter, Fw. S. 263-4. Kato, Die Wohnungs-und Luxussteuern. S. 85. Görres, Bestimmungen über die Vergnügungssteuer. S. 1. Erlar, Die Vergnügungssteuer. S. 9-10. Meyer, Die Besteuerung des Lichtspielgewerbes durch die deutschen Grosstädte. S. 27.
 2) Meyer, ebenda. S. 26.
 3) Görres, a. a. O. S. 1.

種類及箇性に於て不定なる多數人の關與が許さるゝ場合と解せられ、或は、箇人的に一定したる人の範圍にのみ入るを許さるゝものでないといふことに解せられ、或は、一定の條件を要するにせよ、何人も入ることを許さるゝ催と解せらるゝこととなる。⁴⁾

(註五) 右公開の意味にして、註四に擧ぐる第一又は第二の見解を採るとすれば、俱樂部組織によつて税を遁脱し得ることとなる。又、獨逸の新娛樂税法⁵⁾にては、協會所屬の場處を私宅に準ずとして、此にて行ふ娛樂を初めより免稅して居るが、此の如き俱樂部を作るほどのものには此税を免稅してはならぬし、之をして遁稅させてもならない。

(註六) 公開の娛樂に限ることとなる、註四にいふ何の意味からしても、私邸に客を招く奢侈的娛樂を課する能はざることとなる。又ロイスエルテリニエ⁶⁾では、明かに此家族娛樂に地方課税を禁止、獨逸⁷⁾の新法にても消極的範圍の第四項にて之を免するけれども、然るときは娛樂税が、一方に貧乏人の娛樂を課税しつゝ、他方に富者の其を免するの不公平を生ずる。故に是非とも公開のに限らずして、苟くも他人をも交ゆる娛樂たる以上、私邸内のも課税しなくてはならぬ。之につきシェフレー⁸⁾は、此に租税公正原則が高調せらるべく、此等の奢侈税例之、民衆の見せ物、舞踏、社交、音樂に於ける細民の奢侈的消費が課税さるゝ以上は、中等及高等階級の同一傾向も、競馬よりして客間の演奏に至るまで、一様に且つ露る一層高い負擔率にて捕捉されなくてはならぬ。假令其が私邸の舞踏會等の直接の消費者課税によつてのみ生じ得るとも、之を課税しなくてはならぬといふて居る所である。そして、普魯西の一八九三年の地方税に對する九四年の施行規則⁹⁾に於て、此課税を注意すべき制限を擧ぐることなくして市町村に許した所の此税法に於て、純家族的娛樂の課税を可能とすること、又は高尚なる學問的又は技術的利益の存する娛樂の課税を例外なく勸めることを期するものでないとして居るけれども、其は家族限りにて行はるゝ純家族的の娛樂を成るべく課税せぬやうといふことであり、家族に他人を交はたる如き私的の催まで宥恕するの意味ではあるまい。カウフマン、及ビルンバウムは普の地方税法につき、公開の催の外に、私的性質のも課税さるゝを得といふて居る。¹⁰⁾

(註七) 此は一般に行はれて居る。即ち普の一八八九年の閣令にても、學問及技藝の高尚なる利益の爲めにする催が免稅とな

4) Meyer, a. a. O. S. 22. 30. 5) Erlcr, a. a. O. S. 11.
 6) Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 112.
 7) Erlcr, a. a. O. S. 11. 8) Schäffle, Steuern. B. T. S. 335.
 9) Meyer, a. a. O. S. 28.
 10) Kaufmann, Kommunalfinanzen. II. S. 316. Birnbaum, a. a. O. S. 23.
 Derselbe, Die selbständigen Gemeindesteuersysteme in Deutschland. S. 23.

り、一八九三年の普の地方税法其ものにては明示せぬが、其施行規則にては、高尚なる學問的又は技術的利益の存する娛樂の課税を例外なく勸めることを期するものに非ずとあり、ザクセン法では、公の音樂的演奏、聲樂的及朗讀的演述、見せ物及娛樂であつて技術及學問の高尚なる利益の爲めに行はれ且つ無償にて行はるゝものゝみ免稅となり、獨逸新法にては消極的範圍の第一、第三、第五項にて此種のものを免除して居る。¹¹⁾

(註八) マイヤーは、學問技藝の爲めの催も原則的に課税から除外せらるゝものでない。併し其課税は、同時に企業者側にて利得を擧ぐる目的の存するときにのみ辯護せらるゝといふて居る。¹²⁾

(註九) ゲーレスは、軍隊が公道を廻つて行進曲を奏し、又は軍樂隊が軍隊の爲めに曲を奏するとも、何人も之につきて租稅義務ありといふ考を不合理と感ずるであらうといふて居る。¹³⁾

(註一〇) 獨新法にても、消極的範圍の第二にて之を免稅して居るが、加藤氏は、慈善目的の爲めの各の催は或は全く免稅さるゝか或は唯だ輕き額にて課せらるべきであるといふて居る。¹⁴⁾

(二) 其實例——(A) 普魯西の一八八九年の閣令にては、課税の範圍は公開の娛樂に限り、但し學問及技藝の高尚なる利益の爲めにする催は之を除くといふのであり、普魯西の一八九三年の地方税法にては、音樂的及朗讀的演述を含みたる娛樂及巡業技術家の見せ物の課税といふことゝなり、¹⁵⁾ (B) ザクセン法にては、公開の音樂、聲樂及朗讀的演述、見せ物及有らゆる種類の娛樂に課税し、宿屋、居酒屋又は集會所にて協會又は社交團より催さるゝものは之に準ず。但し其等のものが學問又は技藝の高尚なる利益の爲めに行はれ、且つ無償にて行はるゝだけにては免稅となつて居る。¹⁶⁾ (C) 獨逸の一九二一年六月九日の娛樂税法にては今少しく細く、次のやうに課税範圍が示されて居る。¹⁷⁾

11) Meyer, a. a. O. S. 22. 24. 28. Neumann, Zur Gemeindesteuerreform in Deutschland. S. 242. Schriften d. Vereins f. Sozialpolitik, Gemeindefinanzen. I. S. 263. Erlar, a. a. O. S. 11-2.
 12) Meyer, a. a. O. S. 31. 15) Meyer, a. a. O. S. 22.
 13) Görres, a. a. O. S. 3-4. 16) Meyer, a. a. O. S. 23.
 14) Kato, a. a. O. S. 86. 17) Meyer, a. a. O. S. 24. Neumann, a. a. O. S. 242.

る¹⁸⁾

(い) 積極的範圍——

(1) 舞踏會、假裝會、假面舞踏會、

(2) 民衆娛樂、例之、輪舞、ブランコ、競馬、射的場、博奕場、力槌及類似的裝置、音樂又は演舌の機械的復演の裝置、競技、福引車、金錢又は物品の籤引設備、滑道及類似的道、自轉車練習場及類似的もの、

(3) 曲馬場、名人會、寄席、雜劇、舞踏居酒屋、各種の見せ物、展覽會及陳列場（但し營利目的に役立たざるものを除く）、化粧室、パノラマ、パノプテイク、馴らされたる動物の見せ物、野獸園及類似的もの、

(4) 運動的催

(5) 寫眞及妖鬼展覽、人形及傀儡芝居、

(6) 演劇、舞踊劇、

(7) 音樂會、及其他の音樂的及聲樂的演奏會、演說會、講話會、朗讀會、朗吟會、舞踏術の觀覽會、

(ろ) 消極的範圍——

18) Erler, a. a. O. S. 10-12. Görres, a. a. O. S. 8-II.

(1) 單に公の教育設備又は公認されたる私立の教育設備に於ける教育に用立ち又は教育行政廳の認可を得て専ら此の如き教育設備の生徒並に其從屬者の爲めに行はるゝ催、並に大學の公開講義、

(2) 其收益が専ら及直接に、豫め申告されたる慈善目的に支出せらるゝ催 (但し舞踏娛樂の結付くものは此限りに非ず)、

(3) 専ら青年訓育又は體育に用立つ所の催 (此種の營業的催、並に競技具、競技又は舞踏の結付くものは此限にあらず)、

(4) 私宅に於ける各箇人の催にして之が爲めに報酬を拂はず飲食物が代價支拂に對して渡されざるもの、協會所屬の場所は私宅に準ず、

(5) 積極的範圍の(5)(6)(7)の種類の催にして國から公益の爲めに企てられ、維持せられ又は大に補助せらるゝもの並に、利得獲得の考なくして、専ら技術獎勵又は國民教育の目的の爲めに企てられ且つ國の政府より公益的なるものとして明示して承認せらるゝ催、

第二段 娛樂税の觀察點

娛樂税の範圍にして大體明かとなつたからには、今や本論に入つて其重要を説かなくてはなら

ぬが、其には之が觀察點を示して其説明を爲すのが早道である。左に之を試みやう。先づ以て、
 (一) 給付能力上の見地からして

(A) 其長所——を考ふるのに、娛樂は元來一の給付能力を示す所のものである。勿論、此が唯一の又完全なる表示とはいはれぬであらう。併し或度まで此が一の能力表示とはいひ得る(註一一)。娛樂を取るといふことは、生活に或餘裕のあることを示す。少くとも其は生活の最小限を超えた範圍に屬する。多少の奢侈を意味する(註一二)。奢侈の表示ただに於て能力を意味する。生活に餘力を多く持ち乍ら、あまり之を取らぬもあれば、生活餘力小であり乍ら、過大に之を取るといふこともあつて、其大小が精密なる能力表示たらずといふことはあるが、大體に於て生活餘力大な者が自ら多くの娛樂を取り、其餘力小なる者は少しか之を取ることが出來ずといふことゝなり、随つて之を唯一の又主要の標準とは爲し得なくとも、附隨的の二次的の能力標準として利用することは承認し得らるゝ所である。其もつ所の不完全不満足の點は、多少の不完全を免れざる凡べての税の中にては忍ぶべく恕すべきの缺點でなければならぬ。特に其にて生活餘力乏しき貧乏人の負擔となる場合の生ずることは此税に於ける最遺憾な點ではあるが、其とても兎も角、此税が人の娛樂に附帶して居るのだから、苦しい中にも樂な傾がある(註一三)。愈々以て忍び得る税である。

(註一) エーベルとは、此等の物體(劇場、音樂等の入場券)の各箇のものに現はるゝ支出が、租税力ある所得を證明すること、隨つて此に課せらるゝ税が他の消費税の補完に適するものなることは争はれずといふて居る。¹⁹⁾

(註二) ワグナーは、此税が多少、奢侈税的性質を有すといふて居る。²⁰⁾

(註三) 加藤氏は、此税は義務者が娛樂に行く機會に課するものだから、義務者に於て厄介には感ぜぬだらうと説明して居る。²¹⁾

(B) 其短所——(い)其缺點といへば普通の形式に於ける此種の税では公開の娛樂のみを課税して隨ふて貧乏人をも課税するのに、大富豪者が其廣大なる私邸内にて客を招いて豪奢なる娛樂の催を爲すのを逸するの憾あることである(註一四)。ろ)此では殘念だからして、むしろ初めよりして私邸内の催と雖も他人を交ゆる一定種娛樂に關する以上は、之を申告せしめて課税すること爲すべきものである。尤も然るときは、徴收が多少面倒といふことにはなる。更らに或は右の如き普通の形式の此税が貧乏人といふ能力乏しき者に課することとなるのを避くるが爲めに、公開娛樂に於て一等席のみの課税 (Steuern auf Benutzung erster Plätze)²²⁾としようかとの考もあるが、然るときは一等劇場の二等席が免せられて、二三流劇場の一等席が課せらるゝの不公平を生ずるのみならず、財政収入があまりに小くなつて價値少き税となり終るの困難がある。又娛樂である以上は、絶對必要にも屬せず、之を享受するだけに於ては貧乏人と雖も宥恕するに及ばぬといふこともある。

19) Eheberg, Fw. 18 & 19 Aufl. S. 498.

20) Wagner, Die finanzielle Mitbeteiligung der Gemeinden &c. S. 39.

21) Kato, a. a. O. S. 87.

22) Graf, Das Problem der Luxussteuern. S. 192.

(註一四) 前出註六參照。尙グラフは、社交奢侈税を、公の場所にて催さるゝ娛樂に限ることに依りて、社交奢侈が頗る不平等、且つ隨つて不公正に課税せらるゝ。河となれば大なる奢侈贅澤が富貴者の私邸内の催にて行はれて、宿屋等に於ける催物にて行はれないことが事實であるからといひ、ワグナーも、此迄の形式では娛樂税が惟だ、中下等社會の娛樂のみを課税して、高等階級の其を課税しないといふ心配を有つといふて居る。²³⁾

(二) 財政收入上の見地より

(A) 其長所——此税が税たる以上は、給付能力に應ずるものたることと相待つて、財政收入上の目的にも適ひ、相當の收入を生ずるものでなくてはならず、實際此税は之にも適ふ所である(註一五)。又嘗ては此に於て此收入上の目的が重きを成しても居つた(註一六)。そして今日となりては更らに文化が進み、又複雑となつて、娛樂が一般化し民衆化しつつあるから、若も其仕組宜しきを得、之に可なりの率を課するならば、其の爲め格別、物體の減少を來たすことなくして、能く全體上に可なり大な收入をも擧げ得るであらう(註一七)。今の世の人は少し位の出費が嵩む爲めに娛樂を爲さざることには堪えるといふことは出來ない。だから甘く課税するならば、此が良い財源となることを得る。從來兎角之が課税を遠慮した傾があつたけれども、別に之を課税すべき所以の相當の理由ある以上は、あまり遠慮するに及ばぬ。此迄よりもつと大な收入を擧げ得ることとして良い。又少くとも其或種のものの如きは、益々増收の見込さへもある(註一八)。そして間々行はるる如く地方團體に普通の消費税を取ることの禁制せられて居る場合、又此が禁制されぬとし

23) Graf, ebenda. S. 190. Wagner, Die finanzielle Mitbeteiligung der Gemeinden &c. S. 39. Schriften d. Gesellschaft f. Soziale Reform, Kommunale Steuerfragen. S. 24.

でも事實之を行ひ難き事情の下に、此娛樂税の如きは地方財政としては特に重要な財源といはなくてはならぬ(註一九)。

(註一五) マイヤーは、活動寫眞税につきて、一般には財政收入目的が前面に現はるゝといふて居る。²⁴⁾

(註一六) マイヤーは、十七、十八、十九世紀に於ける奢侈税は純財政税であつて、國の租税制度中で唯だ從屬的重要を占めたとして居る。²⁵⁾

(註一七) ランツベルグは、今日の多くの都市では、此娛樂税が大收入を擧ぐるが如くに成形せらるゝといふて居る。²⁶⁾

(註一八) 若干の統計に依れば、活動寫眞の如きは近年益々其見物人を増加しつゝある所である。²⁷⁾

(註一九) ビルンバウムは、市町村は、消費物體上の税を愈々多く制限さるゝことによりて、之により生ぜらるゝ缺陷の補足の爲めに、他の間接税特に支出税を提ふることを餘儀なくせられ、此に先づ以て娛樂税が大な役目を働くとし居る。²⁸⁾

(B) 其短所——唯だ此税が收入可動の要求に適はぬといふことはある。税收入を増さうとして税率を増しても必ずしも之に應じて收入が増すことならず、税收入を減じやうとして税率を減じても必ずしも減收とならぬといふことがある。けれども此缺點は他の現存諸税の多くのもの、共通にもつ所だから宥恕するに足る。又此税中の特殊のもの、如きは、税率を引上げて左迄損害を伴はぬといふものもある(註二〇)。

(註二〇) マイヤーは、市町村の益々増加する所の財政需要が、活動寫眞税の引上を、收入増加の爲めの歓迎されたる且つ便宜なる方便として現はれしめたといふて居る。²⁹⁾

(三) 社會政策上の見地より

時 論 娛樂税の重要

第十九卷 (第二號 一〇三) 二五一

24) Meyer, a. a. O. S. 43.

25) Meyer, a. a. O. S. 21.

26) Schriften d. Vereins f. Sozialpolitik, Gemeindefinanzen. II-I. S. 29.

27) Meyer, a. a. O. S. 45.

28) Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 23.

29) Meyer, a. a. O. S. 47.

(A) 抑壓的の方策——として、此税が娛樂を抑制し、人をして之に耽らざらしむることによりて社會政策に貢獻するを得る(註二)。勿論、人として全く娛樂を缺くといふことは出来ぬ。娛樂は人間を人間らしくする所以のものでもあつて、人に娛樂の餘地を與ふるのは、其人間を人間らしからしむるものであり、之を抑制すといふことは殘酷のやうにも見ゆる(註三)。併し之に課税するといふのは、娛樂を禁止するのではなくて、唯だ之を節せしむるのみである。之を禁ずるのは酷であらうが、之を節せしむるのは酷ではなくて、むしろ人々の健全なる生活を助成する所以である。人が娛樂を全く取らぬことは出来ぬが、之に耽ることは最慎むべきことであつて、或度まで之を制し之を節せしむることは、人をして其生活を堅實ならしむるものである。其が肉體上にも精神上にも有益である。且つ其經濟上の地位をも保全する。當該箇人の經濟にとりて有利なるは勿論、大局に於て全社會人の經濟をも健全ならしむる。特に今日の我國の如く國難來とさへも考へらるゝ時代に、而かも娛樂熱の盛なるに於ては、尙更ら之を制限するの必要があり、此税は恰かも之に適應する。加之、此娛樂が大體、上流社會に大仕掛に行はるゝに於て、下層社會の之に對する反感が著しいことなるから、之を制するの税は社會反感を緩和する所以である。尤も此終の點のみからいへば、上層階級の娛樂のみを税して下層階級のを免ずるを以て足るが如くであるが、斯かる差別課税は課否の限界を明確に定めることが困難なるのみでなく、其娛樂が多

少奢侈の意義を有つ以上は(註二三)、假令下層階級の享受するものなりとも、尙或度まで節せしめるが至當であつて、之にも課して差支ない。唯だ課稅率の定め方に於て、上の方に比較的高くなるやうに注意すれば、其れで良からうと思ふ。

(註二一) マイヤーに依るに、獨逸にては其帝國建設以來、立法者が、租稅の賦課に於て、納稅者に對し又は租稅物體に對し、好ましからざる娛樂を抑壓し又は増進する娛樂慾を止めやうといふ一定の考にて影響を及ぼすべき特別の目的を結付けた。そして一八九〇年に普魯西の内務大臣が此種の社會政策的盡力に進むこととなつた。それから特に活動寫眞税につきては、之によつて活動寫眞の發達を阻止しやうとしたが、其理由は、活動寫眞の爲めに脅かされたる道義的危險にあつた。それから、デニツセルドルフに於ける活動寫眞税の理由は、此が幼少年者及無教育の人民に與ふる不良の影響といふことにあつた。尙ほ又ベラフェルデスが、娛樂税を含めた奢侈税につきて此が往々にして教育倫理上の目的に結付くといふも同趣旨である。³⁰⁾

(註二二) ズエルテンベルヒの議會で、嘗て此税が否決された其時の理由は、之によつて國民の娛樂を抑壓するのは無同情だといふにあつた。³¹⁾

(註二三) 前出、註一二参照。尙ほ加藤氏は此税は社會政策上憂ふべきものでない。何となれば課稅すべき娛樂が、既に多少、奢侈的性質を有つからといふて居る。³²⁾

(B) 助長の方策——

(い) 他方此税から生ずる收入を費消する方面に於て、社會政策を助長するを得る。即ち此が收入を以て一般に社會政策的事業特に救貧事業費に充つることに依つて、社會政策に貢献し得る。

30) Meycr, a. a. O. S. 35. 36. 41. 48. Bela Földes, Fw. S. 513.

31) Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme in Deutschland. S. 221.

32) Kato, a. a. O. S. 87.

そして此が爲めに此税を目的税と爲し、其收入を凡べて特に此事業費に向けるといふ考が既に古くよりあつて(註三四)、其を實行した例も少くなく(註三五)、そして其は今日は豫算、又は財政の統一主義に反すといふの理由にて反對せられ、實際にも之を目的税とせざるの例も出たけれども(註三六)、此點を別とすれば、必ずしも之に反對すべきものでない。此娛樂税と社會事業との間に或思想的聯絡があるからである。つまり世の中に殆んど何の娛樂をも取り得ぬほど貧窮した人のある傍に、多少の娛樂を取り得る幸福なる人が、其娛樂を取りつゝ、其境遇に感謝し、其謝意を表する爲めに納税をも辭せざらんとし、そして其税が恰かも同情を感じつゝある對象たる貧乏人の爲めに費はるゝことを思ひ得るときに、彼の心理に一層の満足が存し得るからである(註三七)。だからして此場合の目的税の設定は例外として宥恕し得る所であるが、強ひて原則に従つて其收入が一般的政費に向けらるゝとしても、此收入があるときには、其の之なき時よりは自然、一般經費、随ふて又社會事業費が豊となつて、社會政策に貢献することとなり得る。

(註三四) マイヤーは、娛樂税の起源は、娛樂を爲し又は見せ物に往つた場合に、貧民及病人に慈善的の贈物を爲すといふ中世の慣習に遡るを得るといふて居る³³⁾。が、此事は我國の歴史にても證明し得るやうに思ふ。

(註三五) マイヤーに依ると、此税は初めには救貧費支出の爲めの目的税であり、此税の舊時に於ける根本觀は、地方救貧費の充足の爲めに慰み物及見せ物に税を取ることであつた。そして普ては一七九四年に、地方團體にて救貧費を充たす方便の不十分なるときには、彼に、公開娛樂に對して輕易な税を取る權能が與へられた。併し一八七一年の住居補助法の施行規則

33) Meyer, a. a. O. S. 21.

て、救貧目的の爲めに公開娯樂の税の徴收を規定する凡べての規定を止め、更らに一八九三年の地方税法にて此稅收入の一定目的の爲めの使用に關する規定を廢した。それからノイマンに依れば、ザクセンでは、娯樂税が救貧費に向けられ、クツツァーに依れば、バイエルンでも、此稅收入が地方的救貧費に充てられ、ビルンバウムに依れば、ザクセンアルテンブルグにても、此が目的稅的性質を有し、其收入が其市町村の救貧金庫に入れられた。尙ほマイヤー其他に依れば佛國にても此が救貧に向けられた所である。³⁴⁾

(註二六) ワグナーは、之につき、新しき歴史的發展では、人が可なり一般に、目的稅體系を止めることゝなつたといひ、そして普にては前註二五にもいふ如く夙に之が目的稅なることを止めて居たし、マイヤーに依ると、一九二〇年の獨逸國稅法の實施さるゝまでの間、市町村稅則が救貧規定の特別なる國法の基礎の上に行はるゝ國にても、娯樂税は唯全く少數の例外を以て、最早、救貧費充足方便としては見られないことゝなつて居つたといふて居る。³⁵⁾

(註二七) ワグナーは、之につき、人は此の如き目的稅一般に於て、及特に此場合に心理的及準倫理的理由を置いた。進んで支拂ふこと、此目的に關係して其に用立てんとすることゝ爲さるゝといふて居る。³⁶⁾

(ろ)更らに特殊な場合であるが、齊しく娯樂事業の中でも、技藝上教育上又は社會政策上有益なるもの例之、古典的劇場の如きを補助する費用を備ふる爲めに、他の好ましからざる種類のもの例之、活動寫眞に課税しやうといふ考がある(註二八)。此は見様によりては巧なる利用方法の如くであるが、併し其の保護せらるゝことゝなるべき古典劇も亦た一面に於て娯樂ではあり、隨て或度まで節制せしめて可であり、そして活動寫眞の中にも學問科學教訓などの爲めにむしる獎勵したきものさへあるほどだから(註二九)、斯かる差別待遇は適當ではあるまい。

34) Meyer, a. a. O. S. 21-22, 23, 26, 34-5. Neumann, a. a. O. S. 87, 242. Schriften d. Vereins f. Sozialpolitik, Gemeindefinanzen. I. S. 223. Birnbaum, Die gemeindlichen Steuersysteme. S. 297. Wagner, Fw. III. S. 884. Derselbe, Die finanzielle Mitbeteiligung. S. 40. Conrad, Fw. 9 Aufl. S. 274.

35) Wagner, Die finanzielle Mitbeteiligung. S. 41. Meyer, a. a. O. S. 35.

36) Wagner, ebenda. S. 41.

(註二八) 37) パルメンでは、活動寫眞の發達によりて損害を受ける劇場の爲めに、活動寫眞税収入を使つたといふことである。

(註二九) 西獨逸活動寫眞改良會は、常に、活動寫眞税が其寫眞提供の方法に大なる影響を及ぼし、併し活動寫眞業の營業的發達には影響を及ぼさない如き抑壓税としてのみ勤むべきことの立脚點を採つた。38)

(四) 生産政策上の見地から

(A) 國內營業者相互關係——此税が課せらるゝときに、娛樂營業者及之に必要材料を供給する營業者に其營業機會を少からしめ其所得を損するといふことはある。其が此税の不利といへば不利だが、併し其れだけ他方に、彼等をして人生にもつと有益必要な物の供給に當ることを餘儀なくせしめて、此方の生産的事業の發達を進めることにはなる。其によつて埋合せは得らるゝといふものである。但し此税の爲めに娛樂業の立行かざるに至ることならぬやう、出来るだけ之に軽く課税せよとの考もあるが(註三〇)、其が娛樂に關する限りに於ては、あまりに此に拘はるに及ばぬと思ふ。

(註三〇) 39) 一九〇九年の普魯西の閣令によりて地方娛樂税が關係營業の破壊に導くほどの高さにて取られてはならぬといふ注意が出た。

(B) 對外國營業者關係——或は此税の課税方法によつては娛樂物體の出所によつて税率の差等を附け、例之、內國産の活動寫眞に對し外國産のよりも低い率を適用することに依つて、國內産業

37) Meyer, a. a. O. S. 41.
38) Meyer, a. a. O. S. 47.
39) Meyer, a. a. O. S. 38.

を保護するといふことも出来る。

(五) 教育及衛生政策上——には、前記第三項の社會政策觀にて説いたものが、此にも當るといふを得る。唯だ此税の爲めに多少、文化抑壓の傾はある(註三二)。其だけは認めなくてはならぬが、其は背に腹は代へられない。大局上有利な此税は若干の犠牲を忍んでも之を行ふて良からう。又此文化抑壓の心配は、物體の種類に依る課否及税率の差等にて之を緩和するを得る。

(註三二) ワグナーは、人が此税に於て文化及藝術の損害を見ることとなるであらうといふて居る。⁴⁰⁾

(六) 賦課徴收上——

(A) 外人課税の技術上——特に地方財政に於て、其地方團體員たらざる外來人も、其地方團體の厄介になり其恩惠を受くるのであり、隨ふ之に相當の課税を爲したいのであるが、地方としては普通の消費税を有たぬから、其が六つかしい。然るに娛樂税の如きものがあれば、彼等に此目的の爲めの課税を爲すことが容易に出来る。特に外來人は土着人よりも割合に多く娛樂場を見舞ふ傾があるから、尙更らに之には好都合である(註三三)。

(註三三) ワグナーは、此税が一部、外人によりて拂はるゝこと的好都合なることを注意し、加藤氏も、或市町村に滞在し、其團體の給付を享受する外來人に對する相當の課税が此税によりて達せらるゝことを指摘して居る。⁴¹⁾

(B) 收税の勞費上——此税の一の長所は其收税費が割合に少いといふことである。併し此事は此

40) Wagner, Die finanzielle Mitbeteiligung. S. 39.

41) Wagner, in Schriften d. Gesellschaft f. Soziale Reform, Kommunale Steuerfrage. S. 24. Kato, a. a. O. S. 87.

42) Kato, a. a. O. S. 88.

税が公開的性質の娛樂にのみ課せらるるときには良く當るが、既に一部、私邸内のものにまでも之を課税しなくてはならぬとなると、多少面倒が多くなり、費用も嵩むことを免れない(註三三)。けれども其が此税の致命的の缺點とはいふを得ぬ。此種のごときは或度まで大抵の税で恐ばなくてはならぬものである。

(註三三) バステープルは、此點を高調して、娛樂及奢侈税は、進歩したる財政制度にて實際的使用となるのには、あまりに容易に通脱せらるといふて居る。⁽⁴⁾

結 論

以上要之、娛樂税は實は我邦にては既に地方税として或度まで發達して居るが、未だ完成はして居らぬ。けれども此が財政收入上、給付能力上、將た生産及社會政策上、教育及衛生政策上、租税の賦課徴收上、相當の辯護さるべき根據を有ち、特に娛樂慾の旺盛にして堅實味又は眞劍味を缺かんとする我現代人に反省を促すの方便としても考慮され得るに於て、此際之を改造し完成することは時需に適切なる事業であると思ふ。若夫れ其構造及所屬に關しては編を改めて之を説くであらう。

4) Bastable, Public finance. 3 ed. p. 503.